

平成29年（2017年）9月定例議会本会議（9月28日）

都市整備常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、都市整備常任委員会に付託されました議案第75号、第78号及び第79号の以上3件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9月13日会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第75号 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中改正については、立地適正化計画によるコンパクトシティとワイハート地区地区整備計画との整合性、同地区のまちづくりにおける緑地保全への影響に対する見解についてであります。

議案第79号 （仮称）追浜公園総合練習場整備工事請負契約の締結については、（仮称）追浜公園総合練習場整備工事入札結果において4事業者の入札額が同額に至った経緯及び競争性への影響の有無、屋外グラウンドの人工芝選定における仕様書の記載方法及び競争性確保の必要性、同事業を進めるにあたり落札事業者にコストダウンを求めていく考えの有無についてです。

次いで討論において、ねぎしかずこ委員から、議案第79号 （仮称）

追浜公園総合練習場整備工事請負契約の締結について、「日本共産党は平成28年第2回定例会において（仮称）追浜公園総合練習場の整備工事のための測量調査設計委託料に関する補正に対し、施設配置適正化計画との整合性がとれていないこと、また計画になかったことを優先する姿勢に問題があるという理由から議案に反対したが、新しく就任された上地市長のもとで施設配置適正化計画が凍結され、新たな計画が策定されること、そして、（仮称）追浜公園総合練習場整備計画も進んでおり、同計画に期待する地元住民を初め市民の気持ちも理解できることから、議案第79号に賛成する」旨の意見があり、採決の結果、議案第78号及び第79号の以上2件は全会一致で、議案第75号は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。